

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	辻 勇介
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
音楽学習における音楽活動にみる〈知る〉に関する研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	三村 真弓	
審査委員	教 授	深澤 清治	
審査委員	教 授	高旗 健次	
審査委員	准教授	伊藤 真	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、従来の「知識」にかわる、音楽学習特有の〈知る〉を提示するものである。一般的な「知識」を再考した上で、音楽美学や美的経験の面から音楽学習における「知識」を検討し、小・中学校の音楽科授業の分析と考察を踏まえて展開している。哲学的・美学的見地から明らかとなる、音楽学習における「知識」と、音楽学習特有の〈知る〉を、新たに音楽活動としての「知りかた」の遂行上に存するものに位置づけている。</p> <p>論文の構成は、次のとおりである。序章では、追究の方向性と既存の「知識」の見解をもとに目的と方法を述べている。</p> <p>第1章では、ひろく認められてきた客観的「知識」に対して、宇佐美寛やG・ライルの言語主義批判的立場から「知識」を再考した。「知識」とは言語のほかに「頭の中」における行為としての《思考する》と、言表の領域を超えた体験が必要であり、学習者それぞれが構築するものであることを、S・K・ランガーのシンボル論やW・ディルタイの認識論を用いながら示している。「知識」の構築にかかる要素である行為としての《思考する》の内実には、《関連づける》、《実験的にものをいう》およびそれに付随する《失敗する》と《成功する》、《目新しい状況において役立たせる》がある。ただし音楽は、言語に対して何かを感じる体験の側に本質性をおき、また不可視であるという特性ももつのであって、そのとき、音楽の（何かを感じる）体験はそれ自体、森有正のいう経験の性質を有している。このことは、経験＝〈感ずる〉と呼ばれる事態を視野に入れた、音楽学習における「知識」に関する特有性を示している。</p> <p>第2章では、ランガーの論を参照しつつ、美学的見地から音楽学習における「知識」を検討している。E・ハンスリックの純粹観照とB・リーマーの感情の洞察という異なる音楽美学的主張に、J・デューイの「知的」、「実践的」、「感情的」の3つの面からなる「一つの経験」を加味して考えるとき、音楽は〈感ずる〉に本質性が見出されることを明らかにしている。それはすなわち、音楽を扱うなかで、「知識」の構築にかわる〈感ずる〉（＝洞察）の方法が求められるということである。</p> <p>第3章では、音楽学習において「知識」を措定することを疑問視し、「知りかた」と〈知る〉を提示している。I・シェフラーによる「知識」の用法から、構築される「知識」は「い</p>			

きつく知識」と称することができるが、洞察はそれに該当しないことを明らかにし、洞察の方法をもって「いきつく知識」を構築するのではなく、音楽活動を遂行するところに洞察という事態が起こることを述べている。加えて、(洞察の方法ではない) 音楽学習における「知識」については、シェフラーと C・プラメリッジの諸論によって、音楽の体験としての音楽活動のなかにある「知識」という図式が現れることがわかった。その「知識」とは、学習者の〈納得する〉が付随しうる L・A・Reid の「なじみの知識」と、種々の《思考する》としての「方向づけを行う知識」である。これら「知識」とかかわるところには、いわば曖昧な〈納得する〉が次第に明瞭になっていくというときの、(音楽学習としての) 何らかの前進がある。本章において、音楽活動という「知りかた」の遂行上に、音楽学習における「知識」があり、また、〈感ずる〉や音楽的な何らかの前進という〈知る〉事態が現れうることを述べている。ここから、音楽学習では、音楽の本質性としての〈感ずる〉の可能性を見据えた「領域」を目的とし、その深化を図る展開が有効であることをあわせて提示している。

第4章では、「知識」と〈知る〉を再整理した上で、学習者の〈知る〉が存することを認めるための指標を設定している。「いきつく知識」に《思考する》が必要であるように、音楽学習における「知識」にも《思考する》はあるが、〈知る〉が現れる音楽学習にはさらに、《感じる》、《なじむ》、《覚える》という行為や、〈納得する〉、〈感ずる〉という事態が関与し、指標となることを述べている。

第5章では、ここまでの検討をもとに、学習者の行動に着目して実践例を分析することを通して、〈知る〉の所在について考察している。分析に際しては、〈知る〉を認める指標とかかわって、次の5つの視点を挙げている。すなわち、①行為どうしの関係性、②行為にみる複数の行動の共通性、③《思考する》が示す「方向づけを行う知識」、④「なじみの知識」と行為の関係性、⑤〈感ずる〉の可能性、である。各視点に基づき、実践例の具体を文章化して示し、加えて「領域」の深化とみることができるところがあることもあわせて述べている。終章では、総括および成果と意義、今後の課題を示している。

本論文は、次の3点で高く評価できる。

第1に、音楽学習における「知識」や〈知る〉を、いわゆる通常の音楽学習の実践を踏まえて、音楽学習一般に汎用性をもたせて提示したことである。音楽学習において必須の音楽活動を「知りかた」の遂行として、そこに〈感ずる〉および学習者それぞれの音楽に関する何らかの前進という〈知る〉を指し示すことができた。第2に、経験を見据えた「領域」を目的とする音楽学習を提示したことである。音楽の体験が経験性を有することからいって、経験の可能性を音楽学習のなかに含ませることには一定の意義がある。第3に、音楽活動と〈知る〉は二分化されずに存することを示したことである。音楽活動のなかの〈知る〉は、音楽活動の遂行自体、あるいは感情的なものの言表、といった活動面や情意面にとどまらず、音楽を学習するという観点からさらなる意義を見出すことが期待できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(教育学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 2年 2月 12日